

兵庫県公報

平成24年11月20日 火曜日 第 2442 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 受動喫煙の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（健康増進課）	1
告 示	
○ 土地改良区の解散認可（農地整備課）	7
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	8
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	8
○ 保安林の指定施業要件の変更（豊かな森づくり課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定（港湾課）	10
○ 平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部改正（都市政策課）	11
○ 土地区画整理事業の終了の認可（市街地整備課）	12
○ 土地区画整理組合の設立認可（同）	12
公 告	
○ 平成24年度兵庫県文化賞表彰（芸術文化課）	12
○ 平成24年度兵庫県科学賞表彰（同）	13
○ 平成24年度兵庫県スポーツ賞表彰（同）	14
○ 平成24年度兵庫県社会賞表彰（同）	14
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（同）	14
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	15
病院局公告	
○ 播磨地域等ドクターヘリ運航業務委託に係る企画提案競技の実施	16
正 誤	
○ 平成23年11月30日付け兵庫県公報号外中	18
○ 平成24年6月15日付け兵庫県公報第2397号中	19

公布された法令のあらまし

●受動喫煙の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第47号）

受動喫煙の防止等に関する条例の制定により、受動喫煙防止区域において喫煙してはならない旨等の表示を行わなければならないこととされることに伴い、当該表示の標準様式を定める等所要の整備を行うこととした。

規 則

受動喫煙の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第47号

受動喫煙の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

受動喫煙の防止等に関する条例施行規則（平成24年兵庫県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「別記様式」を「様式第6号」に改め、同条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(表示の様式)

第2条 条例第9条第3項、第10条第4項(条例第11条第7項において準用する場合を含む。)、第12条第6項及び第13条第4項の規定による表示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式を標準として行うものとする。ただし、文字のみでこれらの規定による表示を行うことを妨げない。

- (1) 条例第9条第3項の規定による表示 様式第1号
- (2) 条例第10条第4項第1号及び第2号(条例第11条第7項において準用する場合を含む。)に掲げる事項に係る表示 様式第2号
- (3) 条例第10条第4項第3号(条例第11条第7項において準用する場合を含む。)に掲げる事項に係る表示 様式第3号
- (4) 条例第12条第6項の規定による表示 様式第4号
- (5) 条例第13条第4項の規定による表示 様式第5号

別記様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を様式第6号とし、附則の次に次の5様式を加える。

様式第1号（第2条関係）



様式第2号（第2条関係）



様式第3号（第2条関係）



様式第4号（第2条関係）



様式第5号（第2条関係）



附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

兵庫県告示第1463号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。
平成24年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
辻土地改良区	平成24年11月6日



兵庫県告示第1464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成24年11月7日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成24年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村災害対策整備事業	神戸北（金剛池）地区	平成24年11月20日から 同年12月10日まで	神戸市 北区役所



兵庫県告示第1465号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成24年11月7日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成24年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農業用河川工作物応急対策事業（小規模）	安倉地区	平成24年11月20日から 同年12月10日まで	宝塚市役所



兵庫県告示第1466号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町柘原字高ホシ1802の1、1802の3、1802の6、1802の8、1802の9、1802の11
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1467号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町栃原字栗谷1799の10・1799の13・1799の16（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、
1799の14
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1468号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町栃原字栗谷1799の9
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1469号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町栃原字栗谷1799の8、1799の10・1799の13（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1470号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町上生野字青草138の2、139、141から143まで、字ドンド146から149まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1471号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定に基づき、国際拠点港湾姫路港に係る放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり指定し、平成24年11月30日から施行する。

平成24年11月20日

姫路港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

1 放置等を禁止する区域

昭和38年兵庫県告示第365号で指定した港湾区域のうち、次の各点で囲まれた区域で、次の図で示す範囲

イ点 左岸 姫路市広畑区富士町1番7地先

ロ点 右岸 同 市大津区勘兵衛町一丁目178番4地先

ハ点 右岸 同 市大津区勘兵衛町五丁目6番地先

ニ点 左岸 同 市広畑区富士町1番9地先

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県県土整備部土木局港湾課及び中播磨県民局姫路港管理事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 放置等を禁止する物件

船舶



兵庫県告示第1472号

平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、平成24年11月24日から施行する。

平成24年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

2(1)の表6の款を次のように改める。

6	遠阪トンネル道路・北近畿豊岡自動車道	第1種禁止地域等	八鹿氷ノ山インターチェンジ	春日ジャンクション・インターチェンジ	路端から1,000メートル以内の区域（朝来市和田山町筒江字中山、丹波市青垣町佐治、沢野、西芦田、同市氷上町犬岡、西中、常楽、成松、石生、大崎、横田、市辺、本郷、稲継、同市春日町黒井、平松、歌道谷及び野山の区域並びに国道9号線、国道175号線、国道427号線、国道429号線、県道青垣柏原線、県道福知山山南線及び西日本旅客鉄道株式会社福知山線の各路端から100メートル以内の区域並びに加古川の河川区域の境界線から100メートル以内の区域を除く。）	八鹿氷ノ山インターチェンジ	春日ジャンクション・インターチェンジ	路端から1,000メートル以内の区域（禁止地域等の区域を除く。）	朝来市 丹波市 養父市
---	--------------------	----------	---------------	--------------------	--	---------------	--------------------	----------------------------------	-------------------

2(1)の表12の款の次に次のように加える。

13	北近畿豊岡自動車道	第3種禁止地域等	八鹿氷ノ山インターチェンジ	養父市八鹿町国木地内国道9号との交点	路端から100メートル以内の区域				養父市
----	-----------	----------	---------------	--------------------	------------------	--	--	--	-----



兵庫県告示第1473号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、たつの市堂本上岸農住土地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

平成24年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
たつの市堂本上岸農住組合
- 2 事業施行期間
平成22年8月6日から平成25年3月31日まで
- 3 施行地区
たつの市龍野町堂本字上岸の一部
- 4 土地区画整理事業の名称
たつの市堂本上岸農住土地区画整理事業
- 5 施行認可の年月日
平成22年7月26日
- 6 終了認可の年月日
平成24年11月8日



兵庫県告示第1474号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、太子町J R網干駅西南土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

平成24年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称
太子町J R網干駅西南土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成24年11月20日から平成30年3月31日まで
- 3 施行地区
揖保郡太子町糸井字鍛冶田及び字柿ヶ坪の各一部
同 郡同 町竹広字老丁田及び字長金の各一部
- 4 事務所の所在地
揖保郡太子町東南51番地1
- 5 設立認可の年月日
平成24年11月6日
- 6 事業年度
4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
事務所の掲示場に掲示して行う。

公 告

平成24年度兵庫県文化賞表彰

兵庫県文化賞規則（昭和38年兵庫県規則第84号）第2条の規定により、平成24年11月3日に次の者を表彰した。

平成24年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 岡 田 征士郎
- (2) 住 所 神戸市垂水区
- (3) 功績内容 永年にわたり関西を代表するバリトン歌手として卓越した歌唱力で多くの観客を魅了するとともに神戸波の会の会長として日本歌曲の普及に努めるなど音楽の振興に尽くした。

- (3) 功績内容 独創的な技術を生かし往復動ダイヤフラムポンプの送液時無脈動化を実現し高精度部品の品質向上に貢献するなど科学技術の向上と産業の発展に尽くした。



平成24年度兵庫県スポーツ賞表彰

兵庫県スポーツ賞規則（昭和39年兵庫県規則第118号）第2条の規定により、平成24年11月3日に次の者を表彰した。

平成24年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 喜 多 孝 吉
- (2) 住 所 神戸市北区
- (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県グラウンド・ゴルフ協会会長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともに兵庫で初開催の全国大会を成功に導くなどスポーツの振興に尽くした。
- 2 (1) 氏 名 高 見 豊
- (2) 住 所 神戸市北区
- (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県サッカー協会副会長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともにプロサッカーチームの創設やワールドカップサッカー会場を神戸に誘致し成功に導くなどスポーツの振興に尽くした。
- 3 (1) 氏 名 門 田 孝 幸
- (2) 住 所 神戸市須磨区
- (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県水泳連盟副会長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともにパシフィック水泳競技大会等の国際大会や全国大会を誘致し成功に導くなどスポーツの振興に尽くした。



平成24年度兵庫県社会賞表彰

兵庫県社会賞規則（昭和47年兵庫県規則第44号）第2条の規定により、平成24年11月3日に次の者を表彰した。

平成24年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 入 江 一 恵
- (2) 住 所 明石市
- (3) 功績内容 永年にわたり食事と栄養の大切さを伝えるとともに在宅高齢者への食事サービス事業を展開し食を通じた高齢団地の再生と自律的コミュニティの形成に貢献するなど豊かな地域社会づくりに尽くした。
- 2 (1) 氏 名 小 林 剛
- (2) 住 所 西宮市
- (3) 功績内容 県立神出学園の創設に尽力するとともに学園長として子ども一人ひとりに寄り添った実践的な自立支援教育を先導し本県青少年の健全な育成に貢献するなど豊かな地域社会づくりに尽くした。
- 3 (1) 氏 名 東 野 洋 子
- (2) 住 所 明石市
- (3) 功績内容 永年にわたり音楽活動を通じて知的障害者のネットワークづくりに努めるとともに楽団あぶあぶあを創設し数多くの国内外での演奏活動を通じてメンバーの社会参加と自立に貢献するなど県民福祉の向上に尽くした。



軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成24年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
農業	A4072	平成25年9月21日	小野市	北播磨県民局	平成24年9月30日

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コジマNEW芦屋店
所在地 西宮市郷免町114番
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 三井住友信託銀行株式会社
代表者の氏名 常 陰 均
住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- 3 変更事項
大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前
名称 住友信託銀行株式会社
代表者の氏名 森 田 豊
住所 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
イ 変更後
名称 三井住友信託銀行株式会社
代表者の氏名 常 陰 均
住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- 4 変更年月日
平成24年4月1日
- 5 届出年月日
平成24年10月23日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
(2) 縦覧期間
平成24年11月20日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限
平成25年3月21日
(2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

平成24年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市米田町塩市字明田133番1
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市平岡町新在家117番地
昭和住宅株式会社 代表取締役 湖 中 明 憲
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成24年4月11日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－1号（24高砂）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小野市池尻町字下ケ芝3番1、740番から742番まで、743番の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン 代表取締役 新 浪 剛 史
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成24年8月15日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－5号（24小野）

病 院 局 公 告

播磨地域等ドクターヘリ運航業務委託に係る企画提案競技の実施

播磨地域等ドクターヘリ運航業務を行う受託者を決定するため、企画提案競技を実施する。

平成24年11月20日

兵庫県立加古川医療センター院長 千 原 和 夫

- 1 企画提案競技の概要
 - (1) 名称
播磨地域等ドクターヘリ運航業務委託に係る企画提案競技
 - (2) 募集要領
別途配布する「播磨地域等ドクターヘリ運航業務委託業者選定に係る企画提案募集要領」（以下「募集要領」という。）による。
 - (3) 履行期間
平成25年11月1日（金）から平成26年3月31日（月）まで
- 2 参加資格
本企画提案競技に参加しようとする者（以下「提案者」という。）に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。
なお、共同企業体を構成して参加する場合は、共同企業体を構成する全ての事業者が下記(1)から(4)までに該当し、(5)から(9)まではそれぞれ1者以上が該当すること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 県税及びその他の租税の滞納がない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していること。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力若しくは関与していること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 本業務の受託に係る航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を有している者であること。
- (6) 航空運送事業について5年以上の実績を有する者であること。
- (7) 本業務の実施に当たり、必要な機体を確保でき、必要な資格の操縦士、整備士及び運航管理者を雇用している者であること。
- (8) 本業務に使用する機体の故障その他の理由により運航に支障をきたすと認められた場合に代替機体を配備するなど適切な措置を講じて、運航を継続させることができる者であること。
- (9) 過去3年間、運航する事業用機において事業者の責めに帰すべき理由により搭乗者等が死亡に至る重大な事故を発生させていないこと。

3 企画提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 同種又は類似の業務に係る実績
- (2) 当該業務に配置予定の有資格操縦士等の状況
- (3) 当該業務の実施体制

4 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 播磨地域及び丹波南部地域等の実情に合った運航計画
- (2) 運航の安全性
- (3) 安定的・継続的運航体制
- (4) 現場活動の要望に合った機能
- (5) 業務履行の確実性
- (6) 費用の妥当性

5 企画提案書等についての問合せ

〒675-0003 加古川市神野町神野203
兵庫県立加古川医療センター総務部経理課
電話 (079) 497-7000 内線2220

6 募集要領等の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間
平成24年11月20日（火）から同年12月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 配布場所
前記5の場所に同じ。

7 参加申込手続

- (1) 参加申込書の提出期間
平成24年11月20日（火）から同年12月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出の場合は、平成24年12月4日（火）午後5時までに必着のこと。
- (2) 場所
前記5の場所に同じ。

8 質問及び回答

- (1) 質問方法
質問については、所定の質問様式により、持参又は郵送等とすること。
- (2) 受付期間
平成24年11月20日（火）から同年12月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送等の場合は、平成24年12月7日（金）午後5時までに必着のこと。
- (3) 回答方法
平成24年12月12日（水）までに、文書で回答する。

9 企画提案書の提出手続等

(1) 提出期間

平成24年12月7日（金）から同月19日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。郵送等の場合は、平成24年12月19日（水）午後5時までに必着のこと。

(2) 場所

前記5の場所に同じ。

(3) プレゼンテーション

企画提案書を提出した者は、企画提案内容についてプレゼンテーションを実施すること。
 なお、プレゼンテーションを実施する日時、場所等については、提出者に対し別途連絡する。

10 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「播磨地域等ドクターヘリ運航業務委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者となる順位を決定する。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「播磨地域等ドクターヘリ運航業務委託契約」の契約予定者となる。

11 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

- ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は、非公開とする。
- ウ 提出書類は、返却しない。
- エ 提出書類について、この書面及び募集要領に定める様式に適合しない場合は、無効とすることがある。
- オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本企画提案競技に要する費用は、参加者の負担とする。

正 誤

○平成23年11月30日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県選挙管理委員会告示第63号（政治団体から提出された平成22年分の収支報告書の要旨）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
57	右段 上から 16	6 資産等の内訳 (土地)	6 資産等の内訳 (土地)
		神戸市長田区 (45.23㎡) 2,410,000 14.02.22	神戸市長田区 (45.23㎡) 2,410,000 14.02.22
		同 市同 区 (73.77㎡) 1,800,000 21.12.16	同 市同 区 (73.77㎡) 1,800,000 21.12.16
		(建物)	(建物)
		神戸市長田区 (75.07㎡) 1,190,000 14.02.22	神戸市長田区 (75.07㎡) 1,190,000 14.02.22
		同 市同 区 (68.84㎡) 200,000 21.12.16	同 市同 区 (68.84㎡) 200,000 21.12.16
		(借入金)	(借入金)
		木 下 清 子 1,600,000	木 下 清 子 1,600,000



○平成24年6月15日付け（兵庫県公報第2397号）

兵庫県選挙管理委員会告示第25号（政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出（3 解散の届出のあった政治団体（1）政党の支部）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
22	22	平成24年5月31日	平成24年3月29日